



**愛媛大学総合健康センター
に電話またはメールで相談**

TEL : 089-927-9193
MAIL : s_kenko@stu.ehime-u.ac.jp

※夜間・休日等で総合健康センターが閉室している場合は、近医や救急病院を受診してください。（事前に電話して受診すること）

松山市救急病院当番表は URL または QR コードから参照。トップページから急病・救急・AED 案内—[1]急病、救急案内へ

公式携帯サイト 

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/m/>

抗原検査・PCR 検査になった場合の連絡先

【学生】 学生生活支援課
nandemo@stu.ehime-u.ac.jp
日中 : (089) 927-9099, 8970
夜間等 : (090) 1001-0730, 0731

【留学生】 国際連携課
kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp
日中 : (089) 927-9157
夜間等 : (090) 7140-3265

【教職員】 人事課
corona@stu.ehime-u.ac.jp
日中 : 089-927-9030
夜間等 : 090-3180-4692

愛媛大学 新型コロナウイルス流行下における療養からの登学・出勤の基準

ステージ	判断基準*1		登学・出勤の基準*2			学外施設に訪問する際の基準
	学内	自治体等	体調不良者	濃厚接触者	新型コロナウイルス感染者	
警戒レベル5 (Dレッド)	愛媛大学の学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内で複数のクラスターが発生している場合	医療施設以外の大学施設で使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合		所轄の保健所の指示が解除される	次の①および②の条件を満たすこと (③については各学部や所属部局で検討) ① 主治医の指示により退院している、宿泊療養または自宅待機を解除されている ② 発症後10日かつ薬剤*3を使用していない状態で、解熱後および症状*4消失後72時間を経過している ③ 復帰後1週間は毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際には登学・出勤しない	愛媛大学のBCPステージに応じた登学・出勤基準と訪問先の基準のうち、待機期間が長い方の基準に従う。また、訪問の際には訪問先の許可があること。
警戒レベル4 (レッド)	愛媛大学の学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合	緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定されて外出自粛要請があり、多くの業種に休業要請がある場合	次の①および②の両方の条件を満たすこと ① 発症後に少なくとも8日が経過している(発症日を0日とする) ② 薬剤*3を服用していない状態で、解熱後および症状*4消失後に少なくとも72時間が経過している			
警戒レベル3 (オレンジ)	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合	愛媛県の警戒レベルが「感染対策期」	薬剤*3を服用していない状態で、解熱後および症状*4消失後に少なくとも72時間が経過している			
警戒レベル2 (イエロー)		愛媛県の警戒レベルが「感染警戒期」	薬剤*3を服用していない状態で、解熱後および症状*4消失後に少なくとも24時間が経過している			
警戒レベル1 (ライトイエロー)	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合	愛媛県の警戒レベルが「感染縮小期」	薬剤*3を服用していない状態で、解熱後および症状*4消失後に少なくとも24時間が経過している			
警戒準備 (クリア)	なし	国内の感染がほぼ収束している場合				

※ 危機対策本部長が許可した場合はこの限りでない。

*1 ステージ判断は、「学内」と「自治体等」の判断基準をもとに、危機対策本部会議で決定する。学内で感染者が発生した場合には、その都度、学内の感染状況をもとに、ステージ判断を行う。

*2 オンライン授業や在宅勤務はこの限りではない。

*3 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤。

*4 咳・風邪症状・味覚障害・嗅覚障害など。